

会議録

1. 附属機関の名称 : 犬山城調査整備委員会

2. 開催日時 : 令和5年7月7日(金) 午後2時00分から午後4時00分まで

3. 開催場所 : 犬山市役所 2階 201・202 会議室

4. 出席した者の氏名

(1) 委員 麓和善、千田 嘉博、白水正、鈴木正貴、西形達明

(2) 執行機関 滝教育長、長谷川教育部長

歴史まちづくり課 加藤課長、渡邊課長補佐、河崙主査補、中野主事

(3) その他 助言者 公益財団法人犬山城白帝文庫 成瀬淳子

愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室 オブザーバー山内良祐
支援業者 株式会社 都市景観設計

5. 報告事項

(1) 令和5年度犬山城関連主要事業の進捗状況について

6. 議題

(1) 史跡犬山城跡整備基本計画について

7. 会議要旨

報告事項

(1) 令和5年度犬山城関連主要事業の進捗状況について

事務局:令和5年度は、石垣調査、石垣保護工事、移築された門・櫓の復元に向けた調査、犬山城防災対策計画策定を予定している。

石垣調査については、令和5年度は本丸西側と南西側、縦ノ丸東側、縦ノ丸南側の内堀の部分を調査する予定。業者の選定にあたり他自治体の事例を確認し、7月に業者が決定する予定。入札結果に依らず、安定して精度の高い調査を行うため、石垣カルテ作成時に

市職員が張り付くような形で立ち会うこととする。石垣年代調査の際にも、担当職員が常駐する形で石垣に関する知識を学び、見る目を養って知識の蓄積を図りたい。石垣カルテの様式と判定の基準については、犬山城の石垣の特性と立地条件等を考慮した上で修正案を作成し、第2回の会議で協議いただきたい。

事務局:石垣の年代調査については、石垣の石材加工方法や石積みの技法などから石垣の構築・修理年代を推測する調査を、名古屋工業大学濱田晋一准教授の受託研究として実施している。調査は、令和5年度から7年度までの3カ年を予定しており、今年度は天守台と天守周辺、そして石垣調査の進捗にあわせて、その他の本丸内の石垣の調査を実施していただく予定となっている。5回の調査を予定しているが、もう少し増える予定。現地調査のほかに、白帝文庫が所有されている石垣に関する文献や絵図等の史料調査も行う予定となっている。

一部落石が生じた七曲付近、弓矢櫓跡付近の石垣を砕石土のうを前面に積み上げて保護する工事の実施を今年度予定していることについて、昨年度の委員会でご説明させていただいた。工事のスケジュールについては、年内を目途に実施設計を行い、数量の算出などを行った上で年明けに工事を実施していこうと考えている。

事務局:移築された門・櫓の復元に向けた調査について、犬山城から廃城後に移築された門・櫓については、昨年度までの3カ年で門6棟の調査が完了している。残すところは土蔵1棟となっているが、令和2年度に開始したものの新型コロナの影響で中断をしている。今年度の調査の時期について、所有者等と調整した上で進めていきたい。

委員長:石垣カルテと石垣簡易カルテの作成とあるが、簡易カルテとはどのようなものか。

事務局:石垣カルテは、3次元測量を行ってオルソ画像や立面図等を作成し、崩れた際や積み直し修理をする際に元通り組めるような図面等を作るものである。対して簡易カルテは、明らかに近代以降に構築された練積みや玉石などの石垣を対象として、写真撮影と所見を書く形でカルテを作成するもの。石垣の延長や高さ等の計測、石材の寸法や積み方などの基本情報の収集や隅角部や築石の部分などの写真撮影、構築された時期の記録などの調査は石垣カルテと同様に実施するが、3次元測量やオルソ画像、立面図等の作成は行わない場所である。

委員長:石垣カルテを作った場所は仮に崩落等があっても元通りに直すことができるという話だが、近代の部分で毀損があった場合はどのような取り扱いとするのか。

事務局:明らかに練積みで新しく作られたものだとして、石垣が元々なかったところに新たに構築されたものであれば、そもそもそこに石垣として戻すのかという問題がある。一方で元々石垣があった場所であり、上の部分だけが新しく作られているということであれば、元々の空積みのような形に戻すのかなどを検討していく必要があるとは考えているが、今の石垣のそのままに積み直す必要はないと判断しているため、詳細な記録までは必要がないと考えている。

委員長:簡易カルテの作成場所について、正対写真は撮影しているか。

事務局:正対写真は撮影していないが、細かく分けては撮っている。

委員長:簡易カルテとしている石垣の石材が近世の転用である可能性があるのではないか。練積みでし

かも落とし積みになっている場合を近代と判断していると思うが、石材が近世の石材で、近代になって積み方を変えている場合もある。

事務局:明らかに石材から違うところなどは簡易にしている。

委員長:例えば川原石のような玉石を加工して積んだ石垣で、犬山城の近世にはない石の積み方であればわかるが、切石の場合に石材が近世でないという判断を誰がどうするのが気になる。

事務局:石材の中に一部元の石材を使っているものはあるかもしれない。

委員①:作業の優先順位があり、先行するものとしなないものがあるのはわかるが、犬山城に関する石垣である以上、調査するべきであると考え。例えば現状で見えている範囲が近代のものだったとしても、その基底部分でオリジナルのものが残っており、上だけ積み直したケースも考えられる。そのため上の部分も含めてデータがなく、簡易なものしかないというのは問題であると感じる。基本全部調査するのが前提で、優先順位の都合で段階があるのは理解できるが、最初からやらないというのは違うのでは。

委員②:用語が多分間違っているのではないか。犬山城の場合は、石垣カルテは史跡指定する時にすでに作成済みであり、また石垣カルテを作りますというのは、前回の調査はどうなったのかという話になるため、「石垣カルテを作ります」とこれに書いてそれで通ってしまうと、2回調査したのは何なのかという話になってしまう。行政的には前にできていることになっているはず。

事務局:平成25年に調査はしているが、石垣カルテ作成のための調査ではないという認識である。

委員②:調査はしているのだからあれはカルテと言ってもよく、石垣カルテがある上で、今回は石垣詳細調査をしますとか、平成25年の調査の際には、立面図や3次元計測などは実施していないので、今回は石垣カルテに基づいて詳細石垣調査をしますなどと説明をしなければいけない。他の先生方からご指摘あったように、石垣カルテの調査をして、それを吟味した上で評価を与えて、これは近代であるため調査は不要であるなどの判断をするため、調査をする前に近代であるため簡易調査で済ませると判断するのは、やりたいことはわかるが説明としてよろしくない。積み方は新しいが古い石材があるとか、新しい石垣であると判断した場合でも発掘したら基底部分は根石は古いものが残っているという可能性などは大いにあり得るので、それを踏まえて情報を掴んでおく、現状を把握するという。もう一つは、石垣の修理は非常にお金も時間もかかるので、石垣修理の優先順位を行政として正確に把握するというのが石垣カルテの目的である。それに照らして順位をつけるのはわかる。そのため、この部分を交通整理して説明しないとけない。

委員長:確認だが、史跡に指定した際に全部石垣をその面ごとに番号付けて、リスト作ったが、調査をした時に石垣カルテと呼んでいたか。

事務局:そう呼んではない。把握調査というイメージである。

委員長:石垣所在確認調査のようなものか。

事務局:そのように考えていた。

委員②:それが石垣カルテである。それがないと石垣の基本管理ができないということで、県の指導もありながら実施した。用語が混乱しているのではないかと思う。

委員長:史跡に指定する前の調査は、短期間のうちでどこにどんな石垣があるのかという所在確認。一応次期・年代は、4期か5期ぐらいで分けて分類していたが、それでは不完全である。石垣カルテというのは、行政的な面もあるかもしれないが、時間の経過とともに更新していくべきもの。人間が病気になったときのカルテと同じで、過去の病歴も含めて、資料としては残っていくべきもの

だと思う。だから、今回詳細な調査をして、石垣カルテの精度を上げていく部分というのは当然出てくる。

それはそれでやってもらえばよいが、簡易カルテ作成というのが、これは近代だから石垣カルテから削除しますという言い方に聞こえたものだから。石垣カルテそのものを、かつて作った全石垣の面ごとに通し番号をつけたものがある、そこに書いていく情報として、それほど詳細な調査をとりあえずは後回しにするという、そういう優先順位みたいなものはあると思う。ただし、そういう面でも、正対した写真ぐらいは、つけていくべきだと思う。この面は何番というだけで、そこに関する情報が全くないまま、今後も調査しませんというのはまずいと思う。最低限、図面化までしなくても、3次元測量もしなくても、写真ぐらいは撮っておいて、この面はこういう石垣ですっていうことがわかるようにしておいたほうがよい。それで、将来的に何らかの手を加えようというときに、ちゃんと調査をして、そこに根石がある、その面のある部分から下は残っているとか、その中の幾つかは、江戸時代に石材を転用しているとかっていうことが、わかればそれをどんどんカルテに書き加えていけばいいと思う。

事務局:石垣カルテの話は毎回ご指摘いただいております、多分わかりづらいということだと思われる。整理はできているつもりだが、説明がわかりづらい。カルテと言うからには、正対した写真ぐらいはつけよう。どれだけ深く調査するかというのは、いつ積まれたかによって変えていくという。

委員長:石垣の重要度によって、とりあえず重要な石垣から詳細なカルテを作っていくのはいいと思う。

委員③:そもそも石垣カルテというのは1つだけでいい。1つの台帳があって、きちんと完成しているものとまだ完成していないもの。わざわざ簡易と2つに分ける必要がない。

事務局:今は、様式は同じものを使っていて、情報が多いものと少ないものというイメージになっている。

委員②:石垣が新しく、学術的には置き換えられてしまっている石なので、詳細な測量図までは作る必要がないという判断は当然のことだと思うが、ご指摘のように石垣としての基本的なカルテは全部あり、その全部の面に石垣番号もあり、それを会議で議論した上で、どの石垣については測量図までしっかりと作らないといけないという判断をするという手順で仕事を進めていき、新しいものだから詳細な記録がないというのは当然出てくるが、新しくてもそれが公開されていたり、史跡の管理上安全上の問題があるというのであれば、新しい古いに関係なく安全性を確保する対策をしなければならない。或いは、地形上水みちになっているため、この石垣が崩れそうだといいことであれば、そこは現状しっかり測量を行い、どのような対策をするのか、もしくは積み直しを行うのかという議論をするための基礎台帳というのを石垣カルテと呼んでいるため、その辺の説明の整理が必要であると思う。

(「4. 犬山城防災対策計画策定」については、下記の意見が出たため削除することとした。)

事務局:まだ実際の会議が始まっておらず、この委員を元に会議を始めるにあたって、オブザーバーなどを今後お願いしていく形になる。

オブザーバー①:この委員会を立ち上げるメンバーは、ここに出されているということは、もうほぼ決まりということ

で、それにも関わらず、所有団体の長に話もないということはどういうことなのか。所有団体が言う立場にないという判断を委員会としてなされるのか。犬山城の防災に関しては、平成 18 年に行われた時にも自分も中心となって行っていた。

事務局:犬山城防災対策検討委員会の立ち上げについては、管理委員会の中でもご説明を差し上げた。団体の情報連絡会にご出席させていただいた中で、犬山城防災対策検討委員会を立ち上げて、防災について検討をしていくということを報告させていただいており、これまでの会議の中で、メンバーについては防災の専門家にも入っていただき、史跡も含めて計画を立てた方がいいというご意見をいただいている。しかし、直接お話ししていなかったということであれば申し訳ない。これから進めていく中で、十分連絡を取らせていただきたい。

委員長:このような意見もあるため、今回の報告事項としては了解せず、報告事項の中から「4. 犬山城防災対策計画策定」については一旦削除し、改めて所有団体の長と話をしていただいたうえで、異論のないように進めてもらいたい。石垣カルテについては今出てきた意見をもう一度反映した形で見直していただきたい。

委員長:石垣保護工事については、前回の委員会で委員からご意見いただいた修理・応急処置の内容に沿って進めているか。

事務局:これから実施設計を行う。その際には委員にご相談しながら進めていきたい。

委員長:現在はビニールシートで覆って、重しの土のう袋のようなものを置いている状態であると。

事務局:現状はそうなっている。

委員②:石垣の破損個所の修理については、今日のこの報告ぐらいで実際の工事をするということか。

事務局:実施設計はこれから行うため、第2回の委員会の際に実施設計の内容についてご説明できと思う。工事は年明けになると思う。

委員②:史跡の石垣をどのように保存していくかということなので、その辺の進め方もまずいのではないかと。報告で済ませて、新議題としてかけずにこのままでいくということか。具体的にどういう工法とるかということの審議はどこでやるのか。

事務局:昨年の会議の中で。

委員長:実施設計の後に積み直しか応急処置を発注するということであるが、委員にアドバイスをいただくだけではなく、実施設計の期間や内容については委員会で審議を行うのか。

事務局:実施設計については、この後発注という形になる。設計の内容は第2回の委員会のとときに協議事項としてお諮りしたいと思っている。

委員長:実施設計の委託については、発注のための設計図書のようなものはできているのか。実施設計委託はどのような形で実施するのか。土木の場合自分にはよくわからないが、建築の場合であれば、仮に設計の委託であっても仕様書などで、こういう内容で実施設計をしてくださいと業者に依頼する。入札で業者を決めるにしてもそのようなものがまずあり、それをもとに設計業者を選定する。そういうのが全く見えない状態。

委員②:史跡において、例えば文化財の保護とか修理の範囲で、安全性を確保するためにはこの範囲をしなければならない。そうするとそれに伴う文化財調査は何をすべきかなど一連について委

員会で議論しないと、やっていただくわけにいかない。このように決めました。このように発注しましたと言われてから、この工法では駄目だとか、これは事前にこの調査をしなければこの工事はしていただくにいかないというふうに委員会であった時に、犬山市はそれでよいのかという話になる。だからその手順を踏まずにやるというのは、極めてまずい。

委員 ④:確かにそのとおりでと思うので、まずは私が個人的な意見を出させていただく。実施設計を発注する際に、ある程度概略図を案として作っていただく必要があると思う。概略図を書くときに私が相談に乗るというのは問題ない。それを改めて委員会出させていただいて、合意を得られたら実施設計にという形で。

委員 長:そういうものがないと、実施設計を委託する業者をどうやって選ぶのかということになる。

事務局:承知した。

委員 長:石垣調査の中で石垣年代調査というのがあり、それを名古屋工業大学に受託研究をするというのはわかったが、その成果が年度末に出てくるので、そのあとの委員会の時に説明していただければ。それは移築された門・櫓の復元に向けた調査についても同じ。また、これは復元に向けて調査を依頼されているわけではなく、純粋に移築された門・櫓の調査を依頼されているのでは。

事務局:修正する。

委員 長:毎年、年度末に成果報告書を提出していると思うが、その成果報告書を委員会に出して、進捗状況や委託している調査の内容について説明していただきたい。

委員 長:現在委託している石垣年代調査と門・櫓の調査の進行状況や調査の内容について、年度末に提出される成果報告書を委員会に報告してほしい。

議題

(1) 史跡犬山城整備基本計画について

事務局:整備基本計画についてご説明させていただく前に、前回の委員会でご協議いただいた、現在史跡の追加指定候補地となっている犬山市福祉会館跡地の指定範囲について、市の内部で検討した結果をご報告させていただきたい。

前回、3月23日の委員会の際には、史跡の追加指定について様々なご意見をいただいた。史跡の全体を追加指定し、その上で遺構の保存と顕在化、施設の建設などをどういう方法で、どこまで行うかということを検討すべきであるということや、上部の遺構は滅失していても絵図などから本来遺構が続いていることは明らかであって、何らかの復元的措置をとって当時の姿を取り戻すことが必要であるということ。また、今回発掘調査した福祉会館跡地の道路を挟んで反対側にある旧大手門まちづくり拠点施設との関連性や、文化庁との指定の際の経緯などから、一部を指定しないのは基本的にはおかしいのではないかというような様々なご意見を頂戴した。市としても、ご指導いただいた意見を重く受けとめて検討した結果、今回福祉会館跡地全体を史跡の追加指定範囲とするという方向で進めていき、文化庁と詳細について協議していきたいと思っている。

そのため、整備基本計画は全体を指定するというを前提にして検討を行っていきたいと思っている。また、市民の方、地域住民の方に対しても今後意見交換会などを通じて

説明していきたいと考えている。

事務局:史跡犬山城跡整備事業計画についてご説明をさせていただく。第1章から第5章までが主に現状の把握と課題の洗い出しや基本理念と基本方針についてであり、昨年度の委員会の方でご審議をいただいた。今年度は、第6章の整備基本計画から第8章の事業計画そして完成予想図があるが、その部分までの具体的な整備の内容を中心にご審議をいただくことになる。

最初に全体計画及び地区区分計画ということで、計画の対象範囲と地区区分、いわゆるゾーニングを示させていただいた。対象範囲としては、史跡指定地と追加指定候補地ということになるが、文化庁からもご助言をいただいております、史跡犬山城跡への主要動線となる犬山駅、犬山遊園駅からのルートや駐車場、市の文化財、文化財関連施設の周辺といった部分も必要に応じて整備をする可能性があるということで範囲に含めている。地区区分については、大きく指定地内と追加指定候補地に区分し、指定地内の方は、城山と呼ばれる犬山城の特徴である縄張の残る地区をaの縄張実感地区として、丸の内緑地、城前広場、道路などのすでに別の形で整備をされている部分をbの景観保全地区としている。aの縄張実感地区については、本丸、杉ノ丸、大手道、城山の外縁などの市が直接管理をして積極的な活用を図っていく場所をa-1保存活用地区とし、犬山城白帝文庫や神社が所在しているため、遺構の保存という部分に主眼を置いていくところをa-2遺構保存地区としている。a-2は、桐ノ丸、松ノ丸、樅ノ丸ということになる。

追加指定候補地については、大手門枳形があり、城内への入口であったという経緯を踏まえ、cの犬山城入口地区という名称にしているが、旧大手門まちづくり拠点施設については、建物除去後に調査を実施した上で追加指定を行っていく予定である。

各地区の概要と整備方針として、aの縄張実感地区の保存活用地区については、犬山城の本質的価値を構成する遺構がよく残っていることから調査を行い、調査成果に基づいた保存・顕在化を図るとともに、価値の減退に繋がるもの、景観に影響をおよぼしているものなどの除却移転を検討していくこととしている。次に、遺構保存地区については、犬山城白帝文庫の事務所や神社用地として利用されている状況から史跡としての積極的な活用が難しい状況もあるため、曲輪を構成する石垣を中心とした、遺構の保存に主眼を置くということを整備方針として定めている。

bの景観保全地区のうち、犬山丸の内緑地と犬山城前広場についてはすでに公園として整備されているという状況にあるため、修景や植生管理、視点場の設置など景観の維持向上を図ることを整備方針として定めている。もう一方、bの道路についてはなかなか手を入れるということも難しいため、施設の更新のための工事などを実施する際に必要に応じて確認調査を実施するという記載させていただいた。cの犬山城入口地区については、大手門枳形跡の一部であるということから、犬山城の玄関口としての位置付けを来訪者に伝えられるよう、遺構の保存及び価値の顕在化を図ることとしている。

委員長:この史跡犬山城跡整備基本計画は、史跡と国宝天守の両方を合わせた保存活用計画の次のステップとして、史跡部分だけの犬山城跡整備基本計画を作るという話だが、保存活用計画策

定時には史跡範囲内の所有者に委員として参加していただいて検討した。今回、白帝文庫や神社は遺構保存地区に区分されているが、桐ノ丸、松ノ丸、樅ノ丸と書かれている。白帝文庫や神社の境内地の範囲を遺構保存地区として検討していくということを所有者に話されているのか。保存活用計画の時には委員として加わっていただき、自由に意見が言える場を設けてあった。所有者に進め方や検討方法などについて事前に話をしておかれたほうが良いのではないのか。

事務局:もともと神社の土地などは、最初は完全に外すということも考えていたが、文化庁との協議の中で含めた方がよいと。

委員長:史跡全体の状況だけに外すわけにいかない。

事務局:整備をしないということも考えたが、やはり石垣などの部分で松ノ丸というか・・・。

委員②:国史跡の中であるにもかかわらずその中の物を整備しないということはよくない。

本来、基本計画なら遺構保存地区としている部分であっても、史跡である以上様々な縛りをかけざるを得ない。石垣の保全だけはなんとかまとめようとしたのはわかるが、史跡になっている以上それは適切な考え方とは言わざるを得ない。そのため、当然地権者の方との合意がなければ、成り立たない。

委員長:地権者の了解なしに議論はできない。史跡としては、こういう近世の曲輪だけでなく、針綱神社も三光稲荷もすべて入っている。史跡の構成要素として神社が二つあるので神社名も書いた上で、例えばここは旧桐ノ丸、松ノ丸であるという形であればまだよいと思うが、神社を無視して曲輪だけを遺構保存地区にするのはよくないと思う。

委員②:基本計画なら利害調整など様々あると思うが、関係者が合意するような調整を管理団体としてすべきである。

委員長:史跡犬山城跡の特殊性というのがあり、他とはまた違う要素がある。それを無視し、他でやっているような史跡の保存活用計画や成果、整備基本計画で進めるというわけにはいかない。

委員②:今上げていただいた a-1、a-2 という区分についても、それがそもそもよいのかという問題が出てくる。国史跡であるということを考えると、新たな建物の建築というのはできないと考えざるを得ない。史跡内に神社やお寺がある場合の基本的な所では、建物の建替えであればといったところが一般的であるが、犬山城としては神社の方と同意していただけるかどうかという問題がある。

委員長:史跡にする段階で、二つの神社には了解をしていただいている以上、その点は動かさない。例えばあるお城では近代になって高校が建てられ、それには本質的な価値はないため、将来的に移転してもらおうという協定を結んだ上で、建替えをするかしないかということもあるし、将来的に外に移してもらおうということもある。しかし、犬山城の場合は神社が将来的に移転することはない条件で史跡指定になっている。

事務局:保存活用計画の時もその考えと前提で。

委員長:これから整備を具体化していくための基本計画であれば、その前提は崩せない。

事務局:事務局としては所有者にご説明させていただいた上で、また改めて提示させていただきたい。

委員長:先ほどの防災の関係と整備基本計画については、後日改めて検討するということで。

委員 ②:全体を通して、先般の名古屋城こともあるので、昨年度議論の5章とも関わるが、バリアフリー化のことにしてもう少し明確に基本計画の中で触れておくのが良いと思う。読み取ろうとすれば5章或いは6章の中で読み取れなくもないが。この後議論する動線計画とも関わるが、一段高くなっている石畳の上へ向かうために何ヶ所か上がる場所を作るとなっているが、いずれも横線を入れていることから階段をつけるということが想定されているように思われる。その場合5章に謳っている可能な限りバリアフリー化というところと辻褃があっているかという点や、考え方などについて、次回提案いただく時には詰めていただければと思う。

関係者の方とご相談いただいたうえでということ先ほど承ったが、史跡の範囲内のことであるため、かなり厳しいことを定めざるを得ない。地下遺構を含めて保存が最も重要であり、その中でどのような活用をするのかとかであったり、規制をかける必要であったり、杉ノ丸についても現状では色々な施設があるからということで軽く言っているが、ここはお城にとって非常に重要な所であり、基本的には本丸に準じて大事なところである。そのため今後どのようにしていくべきであるのかについても、単なる現状だけでなくあるべき姿を書き込んでいった方がよい。

委員 長:一般的に保存活用計画や整備基本計画などいくつかの文化庁のメニューがあり、その順番に進めているが、一般の方はどの段階かはわからない。そのため、前の保存活用計画から遡って、すでにご理解いただいている保存活用計画の内容の説明と、次のステップとして現在策定している整備基本計画ではさらに詳しくこういうことを決めていかないといけないということの説明が必要である。それを飛ばしてしまうと、そんな話初めて聞くということで、理解していただけないと思う。

委員 ④:この整備基本計画のどこかに書かれていると思うが、犬山城は平山城であるため、人間が近くに住んでいる。色々なお城で問題になっている防災の問題・災害の問題など、平山城が持つ自然防災上の問題点やその対策などを少し明確にどこかで章分けするとよいのではないか。それが防災対策という言葉でよいのかはわからないが、わかりやすいように書いていただいたら、多分非常に有効な計画になると思う。

オブザーバー②:防災の委員会の件や整備計画もそうだが、まずは所有している各関係者の方々と共通の理解のもとで整備計画を作り、その先の整備もしていく必要があるため、そのための調整については、しっかり説明の方を尽くしていただきたい。委員の先生方からもご指摘があった通り保存活用計画があり、その上に整備基本計画という形になってくる。行政としてはそういうことで進んでいるが、保存活用計画で書いてあるから当然であるという立場ではなく、きちんとご説明を尽くした上での対応というものが必要になってくると思うので、またきちんと調整をお願いしたい。その辺り史跡についての取り扱いというところになるので、なかなかご理解いただくところも難しいところも出てくる可能性もある。そちらについてもきちんと説明をした上で、後々のトラブルにつながることを考えての対応を是非ともお願いしたい。

オブザーバー①:白帝文庫だけではなく他にも神社などの所有者がいるので、裏付けをとった上で進めていかなければならないと思う。

委員 長:メールで検討した内容を連絡していただき、業者選定とその内容についてこのような形で実施

設計をしてもらうというようなことで、ご意見をいただきたいと思う。

ワザバー②:文化庁との話の中で、今回碎石土のうを積んで押さえる応急的処置ということで、き損届が出されているので、その復旧届ということで対応ができる。しかしながら押さえとして一番下の部分に何かを打ち込む場合には現状変更になる場合もあるため、その辺も考慮しながら設計いただくとともに、設計内容が固まったらどういう取り扱いするかというところを、また文化庁に確認していく必要があるので、この点をご承知おきいただきたい。

○その他

※令和5年度第2回委員会については後日調整する。

○本会議での審議結果

- ・石垣調査について、用語の整理、カルテとして掲載する内容、それぞれの石垣の調査内容などについて、さらに検討を進める。
- ・石垣保護工事について、実施設計の発注前に内容について委員と検討を行う。その結果をメールや電話で委員へ連絡し、合意を得たうえで実施設計を行う。
- ・門・櫓や石垣年代調査などの調査結果について委員会に報告を行う。
- ・犬山城防災対策計画及び史跡犬山城跡整備基本計画について、所有者へ事前に説明し、理解を得た上で、委員会で検討する。